天理市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月 22 日

天 理 市 教 育 委 員 会

教育長　伊　勢　和　彦

天理市教育委員会規則第５号

天理市立幼稚園規則の一部を改正する規則

天理市立幼稚園規則（昭和29年７月天理市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

天理市立丹波市幼稚園	160人
天理市立山の辺幼稚園	120人
天理市立井戸堂幼稚園	120人
天理市立前栽幼稚園	420人

」を

「

天理市立山の辺幼稚園	120人
天理市立井戸堂幼稚園	120人

」に改める。

第２条の２第２項中「、必要があるとみとめるときは」を削り、「幼稚園に」の次に「副園長及び」を加える。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。